

インフルエンザ発症後、当施設でお預かりできるまでの日数の目安

学校保健安全法には、以下のように定められています

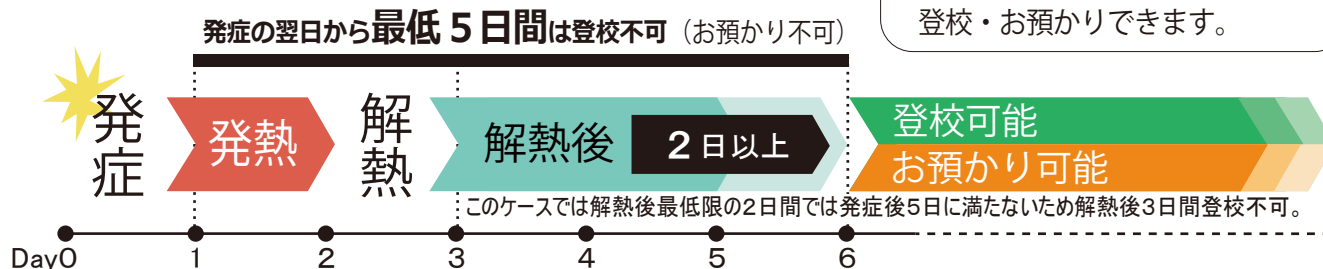
「発症した後5日間経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）経過するまで」

小学生の場合 インフルエンザの例



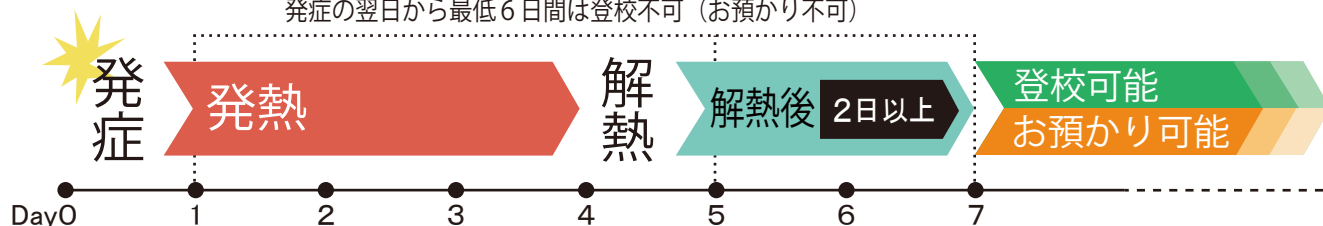
例1) 発症後 **2日目に解熱**した場合

※発熱がなかった場合は6日後から登校・お預かりできます。



例2) 発症後 **4日目に解熱**した場合

発症の翌日から最低6日間は登校不可（お預かり不可）



幼稚園・保育園児の場合 インフルエンザの例



例1) 発症後 **2日目に解熱**した場合

※発熱がなかった場合は6日後から登園・お預かりできます。



例2) 発症後 **4日目に解熱**した場合

発症の翌日から最低6日間は登園不可（お預かり不可）

